

災害等情報（詳報）

鉱種：石灰石	鉱山の所在地：岡山県					
災害等の種類： (坑外)運搬装置(コンベア)のため	発生日時： 平成30年3月19日(月) 11時30分頃	罹災者数	死	重	軽	計
			－	1	－	1
罹災者 年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、うち担当職経験年数： 58才、選鉱職、直轄、勤続年数27年、担当職経験年数15年9ヶ月						
罹災程度：右手指多発開放骨折（休業見込み3ヶ月）						
<p>作業員（罹災者）は始業ミーティング後、朝8時から搬送コンベア及びプラントの1次機械室の見回り点検・清掃作業を単独で実施していた。1次機械室で明後日に補修を行う予定であったエプロンフィーダー・リンクチェーンの亀裂箇所の確認をしたところ、ボルト破断の危険があると判断し、選鉱職場詰所に行き作業長に報告した。</p> <p>作業長は、明後日に亀裂箇所は溶接補修を行うので、交換はしない旨を作業員に伝えたが、作業員はリンクチェーンを交換する必要があるかもしれないと考え、1次機械室に戻り独断でリンクチェーンの予備品を工具棚から取り出し、安全柵を取り外して予備品と現物との寸法合わせを行った。その際に稼働中のエプロンフィーダーに予備品のリンクチェーンが引っかかり、C型鋼と予備品のリンクチェーンとの間で右手が挟まれ罹災した。</p>						
<p>【原因】</p> <p>○作業要領を守らずに安全柵を外して、稼働中のエプロンフィーダーに接近した。 ○罹災者が独断で補修準備を実施していたことを誰も把握していなかった。</p>						
<p>【対策】</p> <p>○全ての安全柵の点検・見直し。 ○当該安全柵及び類似の設備での安全装置の見直し（非常停止装置）。 ○社内規程のくり返し教育。 ○作業標準書（点検・清掃作業）の見直し、再教育。 ○定点連絡装置の機器選定・運用、並びに定点連絡の作業標準書作成・教育。 ○予備品管理・運用方法の作業標準書作成・教育</p>						
<p>【参考情報等】</p> <p>○安全柵を外して、稼働中の回転体に近づくことは大変危険です。 ○独断で作業を実施することはやめましょう。</p>						

○鉦山保安法令及び関係法令における参考規定は以下のとおりです。

<鉦山保安法令>

- ・機械、器具及び工作物の使用（鉦山保安法施行規則第12条）
- ・鉦山労働者が守るべき事項（鉦山保安法施行規則第27条）
- ・鉦山労働者の安全を確保するための必要な保安設備（鉦業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第3条）

<労働安全衛生法令>

- ・掃除等の場合の運転停止等（労働安全衛生規則第107条第1項）

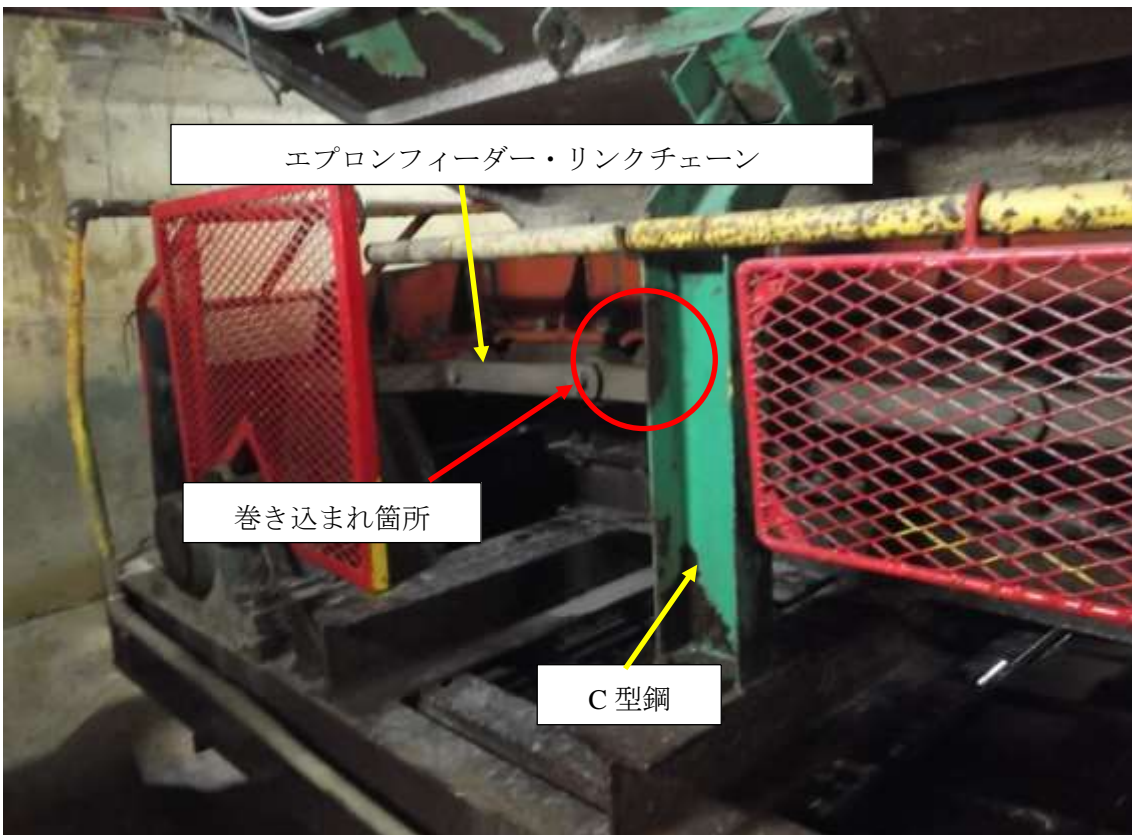
【お問い合わせ先】

中国四国産業保安監督部 鉦山保安課 岩井、久保

電話番号 082-224-5755



(全体図)



(罹災箇所:1次機械室 エプロンフィーダー)



(罹災状況再現: 予備リンクチェーンの巻き込まれ)